

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：三木町田中地域棚田連絡協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

小菘の棚田

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・担い手の確保

－令和6年度までに棚田保全に取り組む山南営農組合の新規組合員を5名増加させる。

・生産性・付加価値の向上

－令和6年度までに防除用ドローン1台を導入し、ドローンによる防除を6ha実施する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

－地域の集落営農組織である山南営農組合が中心となり、令和6年度までに棚田米ブランド化の推進に努め、販売金額を3,300,000円から3,800,000円に増加させる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田を観光資源とした地域の振興

－令和6年度までに、農産物加工場、農産物直売所及び農家民宿を新たに整備して、既存組織との有機的運用を図り、年間1,500,000円の売り上げを達成する。

3 計画期間

認定の月から～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

<小菘の棚田(別添1参照)>

14.0ha、1/9.3 186筆

① 棚田等の保全

・担い手の確保

－山南営農組合の組織をより一層拡充強化し、雇用の場を創出することで新規組合員の増加を図る。令和6年度までに5名増を目標とする。

・生産性・付加価値の向上

ー小囊の棚田において、防除用ドローンによる農薬散布などスマート農業の取組みを推進する。令和 6 年度までに防除用ドローン 1 台を導入し、ドローンによる防除を 6ha 実施する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

ー山間地特有の昼夜の気温差と良質な渓谷水を活かし、地元エコファーマーが高品質で安全・安心な棚田米を栽培する。

ー一定着している顧客販売の拡充に加え、産直や食堂などでの店頭販売を強化する。また、令和 5 年度から新たにインターネットでの販売にも取り組む。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田を観光資源とした地域の振興

ー農産物加工場、農産物直売所及び農家民宿を新たに整備し、観光客等の受入体制を整備する。また、令和 3 年度より田植体験、稲刈り体験及び棚田ウォーキングを実施することを目標とする。

ー上記 3 施設に加えて、農村カフェを開業する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記 (1) に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

三木町田中地域棚田連絡協議会（以下「協議会」という）の参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

（協議会は、協議会の参加者の 2 / 3 以上の合意に基づき指定棚田地域振興活動計画を作成し、指定棚田地域振興活動計画の実施に係る連絡調整を行う。協議会の主催、会の開催及び記録は三木町が行う。）

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項